

知多市告示第 38 号

知多市住居確保給付金事業実施要綱（平成 28 年知多市告示第 52 号）の全部を改正する。

令和 7 年 3 月 28 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市住居確保給付金事業実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給する事業（以下「本事業」という。）について、法、生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（本事業の目的）

第 2 条 本事業は、経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者 自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (2) 常用就職 期間の定めがない労働契約又は期間の定めが 6 月以上の労働契約に基づく就職であって規則で定めるものをいう。
- (3) 住宅扶助基準に基づく額 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7-4-(1)-ア、第 7-4-(1)-オ及び「生活保護法による保護の実施要領の取り扱い

いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）
第７－５６に基づく限度額をいう。

(4) 家賃額 住居確保給付金の支給を申請した者（以下「申請者」という。）又は住居確保給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）が賃借する住宅の１月当たりの家賃額をいうものとする。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とし、共益費、管理費等の費用を含まないものとする。

(5) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）第７条に規定する職業訓練受講給付金の支給をいう。

(6) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

(7) 自立相談支援機関 法第４条第１項に規定する生活困窮者自立相談支援事業について、知多市（以下「市」という。）が委託している団体をいう。

(8) 公共職業安定所等 公共職業安定所又は職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第１０項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

(9) 経営相談先 よろず支援拠点、商工会議所、商工会等の公的な経営相談先をいう。

(10) 自立に向けた活動 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると認められる者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

（事業主体）

第４条 本事業の実施主体は、市とする。

２ 本事業の相談、受付、受給中の面談等の業務については、自立相談支援機関において実施するものとする。

３ 支給申請に係る審査、決定及び支給の事務は、市が行うものとする。

（支給対象者）

第５条 支給対象者は、支給申請時に次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 離職又は自営業を廃止（以下「離職等」という。）した者で、次のアからカまでのいずれにも該当するもの

ア 申請日において離職等の日から2年以内の者（今後離職する場合であって、離職等により申請日の属する月の翌月からオで定める収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能なときを含む。）であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認められる事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。

イ 離職等の日において、その属する世帯の主たる生計維持者であったこと（離職等の時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合を含む。）。

ウ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

エ 経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること。

オ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下「世帯収入」という。）が、基準額（収入額（市民税の均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額（千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額）に12分の1を乗じて得た額をいう。以下同じ。））に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること。（申請日の属する月の世帯収入が収入基準額を越えている場合であって、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策の支援の終了等により、申請日の属する月の翌月世帯収入が収入基準額を超えなくなることについて、提出書類等により申請者が当該事実を証明することが可能なときを含む。）。

カ 市内に居住又は新たに住宅を賃借するものであること。

(2) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状

況が離職等の場合と同程度の状況（以下「離職等の場合と同程度の状況」という。）にある者で、次のアからカまでのいずれにも該当するもの

ア 申請日の属する月において離職等の場合と同程度の状況にある者であること。

イ 申請日の属する月において、その属する世帯の主たる生計維持者であること。

ウ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると認められる場合は、申請の属する月から起算して3月間（第24条の規定を満たす場合は6月間）に限り当該活動をもって、求職活動要件に代えることができる。

エ 経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること。

オ 申請日の属する月における世帯収入が、収入基準額以下であること。（申請日の属する月の世帯収入が収入基準額を越えている場合であって、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策の支援の終了等により、申請日の属する月の翌月世帯収入が収入基準額を超えなくなることについて、提出書類等により申請者が当該事実を証明することが可能なときを含む。）。

カ 市内に居住又は新たに住宅を賃借するものであること。

(3) 世帯収入が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した者で、次のアからオまでのいずれにも該当するもの

ア 申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること。

イ 申請日の属する月において、その属する世帯の主たる生計維持者であること）。

ウ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの事由により新たな住居の確保が必要であり、かつ、その費用

の捻出が困難であると認められること。

(ア) 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃額（当該生活困窮者が持家である住宅その他の当該生活困窮者が賃借する住宅以外の住宅に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額。（イ）において同じ。）が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(イ) 新たな住居の確保に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加するが、新たな住居の確保に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

エ 申請日の属する月における世帯収入が、収入基準額以下であること。（申請日の属する月の世帯収入が収入基準額を越えている場合であって、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策の支援の終了等により、申請日の属する月の翌月世帯収入が収入基準額を超えなくなることについて、提出書類等により申請者が当該事実を証明することが可能なときを含む。）。

オ 市内に居住し、転居するものであること。

2 前項に規定する世帯収入の算定は、次に掲げるところによる。

(1) 給与収入の場合は、社会保険料等を控除する前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額を除く。）とし、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をもって収入の額とする。

(2) 借入金、退職金、公的給付等のうち臨時的に給付されるもの、児童扶養手当等の各種手当、奨学金等の特定の目的のために支給されるもの及び生命保険等の各種保険金は、収入でないものとみなす。

(3) 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づいて推計する。

(4) 雇用保険の失業等給付、公的年金及び親族等からの継続的な仕送りは、収入とみなす。

(5) 同一の世帯に属する者とは、同居しており、かつ、生計を一にする親族（民

法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族及び内縁関係にある者をいう。）をいう。

(6) 原則22歳以下かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は、収入でないものとみなす。

3 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合にあっては100万円）以下であること。

4 地方自治体等が実施する住居を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。ただし、これらの給付が終了した後、なお支援が必要な場合は、この限りでない。

5 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（求職活動等要件）

第6条 第5条第1項第1号及び第2号に規定する支給対象者は、支給期間中に次に掲げる常用就職に向けた求職活動又は自立に向けた活動を行うものとする。

(1) 常用就職に向けた求職活動を行う支給対象者

ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介で職業相談を受けること。

ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

(2) 自立に向けた活動を行う支給対象者

ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 原則月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

2 原則として自立相談支援機関は、住居確保給付金の申請を受けて、支給対象者

に対し知多市生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）によるアセスメントを行い、その結果に基づき自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定するものとする。

- 3 プラン策定において、支給対象者の離職理由、離職期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとする。
- （支給額等）

第7条 住居確保給付金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者

家賃額に相当する額とする。ただし、世帯収入が基準額を越える場合については、申請者が居住する住宅の実際の家賃から当該月の世帯収入と基準額の差額を引いた額を支給額（当該額に100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り上げた額）とする。

- (2) 第5条第1項第3号に規定する者

新たな住居の確保に要する費用（新たに確保する住居が所在する市町村（特別区を含む。）における住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とする。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住居喪失のおそれのある者であってその家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超えるものに係る支給額は、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

（支給期間等）

第8条 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者の住居確保給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める家賃額相当分から開始する。

- (1) 新規に住宅を賃借する者 入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃額相当分

- (2) 現に住宅を賃借している者 支給申請日の属する月に支払う家賃額相当分

- 2 第5条第1項第1号及び第2号に規定する支給対象者は、住居確保給付金を申請月より前の月に係る家賃へ充当してはならない。

（支給方法）

第9条 住居確保給付金の支給は、次の各号に定める方法とする。

- (1) 第5条第1項第1号及び第2号に規定する者

支給決定後、市から月ごとに支給するものとし、不動産媒介業者等の口座に振り込むものとする。ただし、受給者が次のアからウの方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、市が特に必要と認める場合は、支給対象者の口座等へ支給することができるものとする。

ア クレジットカードを使用する方法

イ 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法

ウ 納付書により納付する方法

(2) 第5条第1項第3号に規定する者

支給決定後、市から支給するものとし、次のア及びイの費用の区分に応じ振り込むものとする。

ア 転居先の住宅に係る初期費用

不動産媒介業者等の口座に振り込むものとする。ただし、受給者が次の(ア)及び(イ)の方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、市が特に必要と認める場合は、支給対象者の口座等へ支給することができるものとする。

(ア) クレジットカードを使用する方法

(イ) 納付書により納付する方法

イ 転居先の住宅に係る初期費用以外の費用

不動産媒介業者等の口座又は支給対象者の口座等に振り込むものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 自立相談支援機関は、支給対象者の状況等について情報共有する等、公共職業安定所、知多市社会福祉協議会その他の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、知多市社会福祉協議会（貸付を受けている場合に限る。）その他の関係機関に決定通知書の写しを送付して情報提供するものとする。

(面接相談等)

第11条 自立相談支援機関は、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者

に対し、住居確保給付金の趣旨、概要等及び雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明するとともに、必要に応じて雇用施策の詳細等に係る公共職業安定所での相談について助言し、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促すものとする。

- 2 自立相談支援機関は、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれのある者が住居確保給付金の申請を希望する場合は、支給対象者の要件、手続の流れ等を説明するものとする。

（支給申請の受付）

第12条 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、住居確保給付金申請時確認書（家賃補助）（第1号様式）又は住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）（第2号様式）について説明し、誓約事項及び同意事項の全部について承諾した上で申請することについて署名を得るものとする。

- 2 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）への必要事項の記載等について助言するものとする。

- 3 受給希望者は、申請書に添付書類等を添えて、自立相談支援機関に提出するものとする。

- 4 自立相談支援機関は、次条第1号に定める本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない場合を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、添付書類等が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示するものとする。

- 5 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、住居を喪失した者に対しては入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第4号様式。以下「予定住宅状況通知書（家賃補助）」という。）又は（転居費用補助）（第5号様式。以下「予定住宅状況通知書（転居費用補助）」という。）を配布し、住居喪失のおそれのある者に対しては入居住宅に関する状況通知書（第6号様式。以下「住宅状況通知書」という。）を配布する。

- 6 自立相談支援機関は、申請書及び全ての添付書類が提出された時点で受付印を

押印し、市に送付する。

(添付書類等)

第13条 申請者が申請書に添えて提出する書類等は、次に掲げるものとする。

- (1) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード（表面）、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票又は戸籍謄本（抄本）のうちいずれかの写し
- (2) 離職関係書類 当該状況が確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入があるものについて申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- (5) 住居確保給付金要転居証明書（第7号様式）
(公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認)

第14条 自立相談支援機関又は申請者は、次の各号に掲げる区分に応じて確認を行う。

- (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

ア 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを指示するものとする。

イ 自立相談支援機関は、申請者に対し必要書類への求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記載を指示するものとする。

ウ 国の雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況については、申請者の申告によるものとする。ただし、自立相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所等に対し、求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第8号様式）により確認を依頼することができる。

- (2) 自立に向けた活動を行う申請者

ア 自営業者で経営改善の意欲がある場合、経営相談先の役割について確認の上、相談者又は自立相談支援機関は、経営相談先において継続的な経営相談を受ける前の事前相談を受ける。

イ 自立相談支援機関は、事前相談の内容に応じて、経営相談先への相談申込

みを指示する。

ウ 申請者は、経営相談の申込みを行った経営相談先を住居確保給付金申請時
確認書（第1号様式）へ記載し、自立相談支援機関に提出する。

エ 申請者は、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが
適当と助言等を受けた場合、当該助言等を自立相談支援機関に報告し、自立
相談支援機関は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう申請者に指示の
上、前号による確認を行うものとする。

（住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整）

第15条 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整は、次に定めるところにより
行うものとする。

（1）申請者が住居を喪失した者の場合

ア 自立相談支援機関は、申請者に対し、不動産媒介業者等の情報を提供する
等、住宅確保のための支援を行う。

イ 申請者は、交付された申請書の写しを不動産媒介業者等に提示して、当該
不動産媒介業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件
に入居可能な住宅を確保する。ただし、入居する賃貸住宅は住宅扶助基準額
に基づく額以下の家賃額のものに限ることとする。

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、申請者が
持参した予定住宅状況通知書に必要事項を記載して申請者に交付する。

エ 申請者は、交付を受けた予定住宅状況通知書を市に提出する。

（2）申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

ア 申請者は交付された申請書の写しを不動産媒介業者等に提示して、必要事
項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。

イ 申請者は、交付を受けた住宅状況通知書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の
写しを添付して自立相談支援機関に提出する。

ウ 申請者のうち、代理受納によらず、クレジットカードを使用する方法、賃
貸住宅の貸借人の委託を受けて当該貸借人の家賃の支払に係る債務を保証す
ることを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法
若しくは納付書により納付する方法により賃料を支払う場合は、これらの方

法で支払っていることが確認できるものを自立相談支援機関に提出する。

（審査）

第16条 市は、提出された申請書類等に基づき支給申請の審査を行うものとする。

- 2 収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じ法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。
- 3 市は、審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対して、当該申請者が住居を喪失した者である場合は、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）（第9号様式。以下「対象者証明書（家賃補助）」という。）又は住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）（第10号様式。以下「対象者証明書（転居費用補助）」という。）を交付するものとする。この場合において、自立相談支援機関は、住居確保報告書（第11号様式）を配布するものとする。
- 4 審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された申請者に対しては、不支給の理由を明記の上、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金不支給通知書（第12号様式）を交付する。自立相談支援機関は不動産媒介業者等にも不支給の旨を連絡する。

（住居を喪失した者の住宅の賃貸借契約の締結）

第17条 住居を喪失した者は、予定住宅状況通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約（借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限る。）を締結するものとする。

- 2 前項の賃貸借契約を締結する際、社会福祉協議会が貸付を行う総合支援資金のうち住居入居費の貸付申込みを行っている者は、その申請書の写しも提示するものとする。この場合において、当該契約は、原則として停止条件付契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約をいう。）となる。
- 3 住居を喪失した者は、入居日から7日以内に住宅確保報告書に賃貸住宅に関する

る賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、自立相談支援機関を経由して市に提出するものとする。

（支給決定等）

第18条 市は、支給決定後、申請者に自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）（第13号様式）又は住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助）（第14号様式）を交付し、併せて自立相談支援機関は常用就職届（第15号様式）、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類として、職業相談確認票（第16号様式）、受給中の求職活動状況を確認する書類として、求職活動状況報告書（第17号様式）を配付するものとする。

2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、市社会福祉協議会（総合支援資金の貸付を受けている場合に限る。）その他の関係機関に決定通知書の写しを送付し情報提供を行うものとする。

3 自立相談支援機関は、必要に応じて受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境及び生活面の指導を行うものとする。

（求職活動状況の報告）

第19条 受給者は、第6条第1項第1号イに規定する活動を行う時は、職業相談確認票を持参し、公共職業安定所等の確認印を受けるものとし、同号ウに規定する活動を行った場合は、求職活動状況報告書（第17号様式）に活動内容を記載するものとする。

2 受給者は、第6条第1項第2号イ及びウに規定する活動を行った場合は、自立に向けた活動状況報告書（第18号様式）に活動内容を記載するものとする。

3 受給者は、求職活動状況を第6条第1項第1号及び第2号に規定する面接を受ける際に前2項の活動状況を報告するものとし、自立相談支援機関は内容を確認し常用就職等に向けた支援を行うものとする。

4 自立相談支援機関は、活動状況を市に報告するものとする。

（常用就職及び就労収入の報告）

第20条 受給者は、支給決定後に常用就職したときは、常用就職届を自立相談支援機関に提出するものとする。

2 受給者は、報告を行った月以降は、収入額を確認することができる書類を提出するものとする。

3 自立相談支援機関は、受給者から常用就職及び就労収入の報告を受けた際は、遅滞なく市に報告するものとする。

（支給額の変更）

第21条 原則として、住居確保給付金受給期間中の支給額の変更は、行わないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、受給者からの変更申請があったときは、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で支給額の変更を行うものとする。

(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 家賃の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回ったとき。

(3) 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により本市内での転居が適当である場合

2 支給額の変更をしようとする受給者は、住居確保給付金変更支給申請書（家賃補助）（第19号様式）又は住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）（第20号様式）を市に提出するものとする。

3 市は、変更を決定したときは、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金変更支給決定通知書（家賃補助）（第21号様式）又は住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用補助）（第22号様式）を受給者に交付した上で、支給額を変更するものとする。

（支給の停止及び再開）

第22条 受給者が住居確保給付金を受給中に、第5条第1項第1号アの理由により、第6条に定める求職活動を行うことができなかった場合、本人からの申請により、支給を停止するものとする。

2 心身の回復等により求職活動を再開できるときは、支給を再開するものとする。ただし、支給期間は、停止前の受給期間も含め最長9月とする。

3 前2項の支給停止及び再開の手続等は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 住居確保給付金の停止を希望する受給者は、自立相談支援機関を経由して、住居確保給付金支給停止届（第23号様式）を市に提出する。

(2) 市は、自立相談支援機関を経由して、住居確保給付金支給停止通知書（第 2 4 号様式）を当該受給者に交付する。

(3) 自立相談支援機関は、停止期間中、原則として月1回、当該受給者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行う。

(4) 求職活動を再開することを要件として支給の再開を希望する受給者は、自立相談支援機関を経由して、住居確保給付金支給再開届（第 2 5 号様式）を市に提出する。

(5) 市は、自立相談支援機関を経由して、住居確保給付金支給再開通知書（第 2 6 号様式）を当該受給者に交付する。

（支給の中止）

第 2 3 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、市は、住居確保給付金の支給を当該各号に定めるところにより中止するものとする。

(1) 受給者が誠実かつ熱心に求職活動を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合又は第 6 条による求職活動要件等を満たさない場合 原則として当該事実を確認した日の属する月の家賃額相当分から支給を中止する。

(2) 申請者又は受給者が常用就職し、又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が基準額を超えた場合 原則として基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。ただし、収入に変動がある等で 1 か月の収入では判断できない場合は、2 か月目の収入の確認後、中止の判断をすることができる。

(3) 受給者が常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合 原則として当該事実を確認した日の属する月の家賃額相当分から支給を中止する。

(4) 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は市の指導により転居が適当である場合を除く。） 原則として退去した日の属する月の翌月の家賃額相当分から支給を中止する。

(5) 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった者直ちに支給を中止する。

(6) 受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合 直ちに支給を中止する。

(7) 受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団と判明した場合 直ちに支給を中止する。

(8) 受給者が生活保護を受給した場合 生活保護担当部局との調整の上、支給を中止する。

(9) 前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じた場合 直ちに支給を中止する。

2 市は、前項の規定により支給を中止した場合には、受給者に対して自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給中止通知書（第27号様式）を交付するものとする。

（住居確保給付金の支給期間の延長等）

第24条 支給期間中に受給者が常用就職及び就労自立できなかった場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が常用就職及び就労自立の促進に必要であると認められる場合は、申請により3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。ただし、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動要件等を満たし、かつ、延長申請時に第5条（第1項第1号を除く。）の対象者要件を満たしている者に限るとともに、その支給額は延長申請時の収入に基づいて第7条の規定により算出した額とする。

2 受給者が支給期間の延長又は再延長を希望する場合（前条の規定により中止される場合を除く。）は、支給期間の最終の月の末日までに自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（第28号様式）を市に提出するものとする。

3 市は、当該者が支給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか及び第5条第1項各号（第1号を除く。）に定める対象要件に該当しているかを勘案の上、第1項の規定による延長等の要件を満たすと判断された場合は、延長等の決定を行い、自立相談支援機関を経由して住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（第29号様式）を受給者に交付する。ただし、再延長期間における求職活動等については、全ての申請者において、第6条第1項第1号による公共職業安定所等での求職活動を行うものとする。

（再支給）

第25条 受給者が、住居確保給付金の受給期間又は受給期間の終了後に、常用就職し、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）となった場合又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由若しくは都合によらないで減少した場合において、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している第5条に規定する支給対象者については、第7条に規定する支給額、第8条に規定する支給期間等を準用し、再支給の申請ができるものとする。ただし、最後に住居確保給付金の申請をした日が令和6年3月31日以前である者であって、当該申請に係る支給が終了した後に解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した者については、当該申請にかかる支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過していなくとも、再支給の申請ができるものとする。

2 自立相談支援機関は、再支給の申請を受け付ける際には、申請者に対し、前項の内容について、確認書により誓約させるものとする。

（不適正受給への対応）

第26条 市は、住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全部又は一部を受給者又は受給者であった者から徴収することができるものとする。

2 市は、犯罪性のある住居確保給付金の不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発及び捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。

（不正受給防止のための取り組み）

第27条 市は、不正受給防止のため次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 申請を受け付ける際、本人確認書類の写しを必ず提出させる。

(2) 申請時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

(3) 住居を喪失した者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出

を求める。

(4) 必要に応じ、申請者又は受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空請求、又貸し等の不適正受給を防止する。

(5) 刑事事件及び新聞、議会等で問題となることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに県を経由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国及び各自治体において共有する。

(暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第28条 市は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団該当性等について情報提供依頼を行うものとする。

2 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）との関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。この場合において、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 法人の役員、営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当するもののいる不動産媒介業者等

(2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当するもののいる不動産媒介業者等

(3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等

(5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等

(6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等している不動産媒介業者等

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与す

る等積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等

(8) 役員等は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

(9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人をその事実を知らずながら不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

3 住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に係る給付の振込を中止する。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

住居確保給付金申請時確認書（家賃補助）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第3号様式）を提出する必要があります。

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること

＜公共職業安定所等での求職活動を行う申請者＞

- ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

＜規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者＞

- ①月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う

- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと

- 3 ☐ 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金（家賃補助）を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
再支給の申請までに ☐ 常用就職をした ☐ 給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した

- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合
 - ② 住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）
 - ④ 申請内容に偽りがあった場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑦ 受給者が生活保護を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合
 - ⑨ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- 2 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 3 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

知多市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所
申請者氏名

第1号様式（第12条関係）（裏面）

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

次の各号のいずれかを証する書類

(1) 申請日を起点に2年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し

(2) 申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）

公共職業安定所から付与された求職番号

--

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称

--

2 経営相談先の記載（規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認める者）

経営相談先の名称

--

3 入居（予定）住宅関係書類

(1) 住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第4号様式）

(2) 住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（第6号様式）

(3) クレジットカード等を使用する方法により申請者から貸貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第4号様式）を提出する必要があります。

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 ☐ 再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金（転居費用補助）の支給を受けたことがない）
又は、
☐ 再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
従前の支給期間 年 月 ～ 年 月
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年 月 日

知多市長 様

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所
申請者氏名

第2号様式（第12条関係）（裏面）

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

3 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

4 収入関係書類

・支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

5 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

6 家計改善支援機関（又は自立相談支援機関）から交付された要転居証明書（第7号様式）

② 追加確認書類

1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（第5号様式）

2 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書（家財の運搬費用、原状回復費用等）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書					
フリガナ					
①氏名					
②生年月日		年 月 日 満 () 歳			
③電話番号					
申立事項	④次の1又は2の場合であること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1 第5条第1項第1号に規定する場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	2 第5条第1項第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑥次の1又は2のいずれかに該当していること (いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
	2 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所				
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「規則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。					
私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、規則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。					
また、裏面の注意事項について、同意します。					
年 月 日					
知多市長 様					
申請者氏名					

第3号様式(第12条関係)(裏面)

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

第4号様式（第12条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）

（不動産仲介業者等記載欄）

- 次の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体または社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署から情報を求めることを同意します。
- 住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

知多市長 様

年 月 日

不動産仲介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）

氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12（3）ア①から③に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

- ※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額（限度額： 円）を上限とし、収入に応じた額とする。
- ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
- ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
- ※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
- ※5 賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐
- なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

（1ページ目）

第4号様式（第12条関係）

初期費用				
	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分+日割り	円 日分として)
		共益費		円
		管理費		円
		敷金		円
		礼金等	礼金 その他 ()	円 円
	(2)	媒介報酬額		円
	(3)	火災保険料		円
		その他（入居保証料等）		円
	合計		円	
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	
	初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	
	初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普通・当座
			口座番号	

第4号様式（第12条関係）

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であつて、以下に記載する貸借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	貸借人の振込口座	刀ナナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名

住所

電話番号

第4号様式（第12条関係）

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を（自立相談支援機関）に提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12（3）ア①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の2-12（3）ア. 暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第5号様式（第12条関係）

入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）

（不動産仲介業者等記載欄）

- 1 下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
- 3 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

知多市長 様

年 月 日

不動産仲介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）

氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12（3）ア①から④に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名（フリガナ）	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 （ 名 ）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日（ 年 月 日までの 月 日間）

※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（ 円）に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

※2 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

※3 初期費用の支払い方法について、クレジットカードや納付書払いにより初期費用を支払う必要がある場合は、右記のチェックボックスにチェックすること。 ☐

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

第5号様式（第12条関係）

初期費用				
給 付 金 支 給 対 象	(1)	礼金等	礼金 その他（ ）	円 円
	(2)	仲介手数料		円
	(3)	住宅保険料		円
		家賃債務保証料		円
	(4)	鍵交換費用		円
		合計		円
給 付 金 支 給 対 象 外	(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	(月分＋日割り 日分として)	円
	(2)	共益費		円
	(3)	管理費		円
	(4)	敷金		円
	(5)	その他		円
		合計		円
総合計（支給対象＋支給対象外）				円
※ 初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。				
振込口座				
	住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
			口座名義	
			金融機関名	
			支店名	
			口座種別	普 通 ・ 当 座
			口座番号	

※振込先が品目ごとに複数ある場合は、口座欄を適宜追加し、品目の範囲を明示して追記すること

第5号様式（第12条関係）
（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給（初期費用分）は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※3のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する申請者の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金 の振込先	申請者 の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

年 月 日

氏名

住所

電話番号

第5号様式（第12条関係）

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を提出してください。

（自立相談支援機関）に

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12（3）ア①から⑨に該当する「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（抄）

第7の2-12（3）ア．暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

第6号様式(第12条関係)

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

1 次の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

知多市長 様

年 月 日

(商号又は名称) _____
 (代表者名) _____
 (所在地) 〒 _____
 (免許証番号) _____
 (担当者等) 氏名 _____ 所属 _____
 電話番号 _____
 ※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。
 ※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)
 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の2-12(3)ア、①から③に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数 (名)
入居開始年月日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額: 円)を上限とし、収入に応じた額とする。
 ※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
 ※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。
 ※4 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の()内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること。
 ※5 賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
 なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。
☐ 賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。
☐ 口座振込又はクレジットカード払い等とすることができ、途中変更ができない。
☐ 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普 通 ・ 当 座
		口座番号	

第6号様式（第12条関係）

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び第14号様式の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	刀割ナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

氏名 _____
住所 _____
電話番号 _____

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を知多市に提出してください。

（参考）生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（注）

第7の2-12(3)ア、暴力団員等と関係有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が実行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1又は2-2）、入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど機密的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

【暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成員団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。】

住居確保給付金要転居証明書

下記の者に対し家計改善の支援を実施した結果、下記の者が、その家計の改善のために、則第10条第5号ロに規定する要件（（1）又は（2））に該当し、かつ、その費用の捻出が困難であると認められたことを証明します。

年 月 日

（家計改善支援事業実施者名または自立相談支援機関名）

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

添付資料

上記が確認できる資料（相談時家計表及び転居後の家計計画表、その他、必要に応じて、転居前後のキャッシュフロー表、家計再生プラン等の写し）

第8号様式（第14条関係）

求職申込み・雇用施策利用状況確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

年 月 日

（公共職業安定所又は無料の職業紹介を行う事業者の名称、以下、公共職業安定所等という） 御中

（自立相談支援機関名）

（担当・電話番号）

下記の者より { 住居確保給付金
総合支援資金 } の申請がありましたので、適正な決定及び実施のため、求職申込み及び雇用施策の利用状況を確認する必要があります。ついては、下記回答欄の事項についてご回答いただきますようお願いいたします。

申請者記入欄

上記制度を利用するために必要となる範囲内で、私の個人情報、地方自治体、社会福祉協議会及び公共職業安定所等との間で相互利用されることについて了承します。

フリガナ
申請者 氏 名
生年月日
住 所
電話番号
求職番号

（注）住所欄は、現在の居住地（住居を喪失している場合は新たに住居を賃借しようとする市区町村名）を記載すること

公共職業安定所等回答欄

求職申込み確認欄

求職申込み受理状況	求職中 ・ 求職未登録 ・ 求職無効（ 年 月 日）
-----------	----------------------------

※1 オンラインによる求職登録を含む。

雇用保険の利用状況確認欄

雇用保険受給状況	受給資格決定済 ・ 支給中 ・ 支給終了 ・ 受給資格なし その他（※2）（ ）
支給中の者の支給状況（※3）	直近の認定日時点での支給終了予定日 ____月____日

※2 受給資格の有無が不明である場合、その事情を記入する。

※3 次回認定日が最終の認定日である場合のみ記載すること。支給終了予定日とは支給終了時の認定対象期間の末日をいう。

雇用施策の利用状況確認欄

雇用施策の種類	利用の有無	備考（利用有の場合、必要に応じて、その利用状況の詳細を記入する。）
職業訓練受講給付金	有・無・訓練相談中・訓練申込中・その他（ ） 給付金の支給単位期間の末日（ 年 月 日）	
（特 記 欄）		

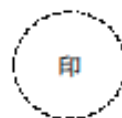
第8号様式（第14条関係）

公共職業安定所等

年 月 日

名称 _____

担当・電話番号 _____



住居確保給付金支給対象者証明書（家賃補助）

次の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

知多市長

印

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

住居確保給付金支給対象者証明書（転居費用補助）

年 月 日

刀加ナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

支給予定額	(1) 転居先の住宅に係る初期費用	円
	(2) その他(家財の運搬費用、原状回復費用等)	円
	合計	円

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

住居確保報告書

私は、次のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

知多市長 様

年 月 日

刀加ナ

氏名.....

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金（住宅入居費）（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った自立相談支援機関に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。
- 2 住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に、知多市に相談してください。

		第	号
		年	月 日
様			
		知多市長	印
住居確保給付金不支給通知書			
年 月 日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。			
記			
不支給の理由			

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に処分を行った知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に処分を行った知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式（第18条関係）（表面）

	第	号
	年	月
		日
様		
知多市長		印
住居確保給付金支給決定通知書（家賃補助）		
年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 支給額	月額	円
2 支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで	
3 支給方法	☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ 支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。	
4 支給対象となる住宅	名称 所在地	

第13号様式（第18条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

＜公共職業安定所等での求職活動を行う申請者＞

- ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

＜規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者＞

- ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
- ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
- ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと

- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第15号様式）」を提出してください。

- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、知多市に申し出てください。

- 5 3支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

	第	号
	年	月 日
様		
知多市長		印
住居確保給付金支給決定通知書（転居費用補助） 年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。 記 1 支給額 円 2 支給方法 ☐ 転居先の住宅に係る初期費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ 上記以外の費用は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座への振込又は受給者の口座等への支給のいずれかの方法で支給することにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ クレジットカードや納付書を使用する方法により、費用が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われる場合に限り、支給決定者に支給する。 4 支給対象となる転居先の住宅 名称 所在地		

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、次のとおり期間の定めのない、又は6か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

知多市長 様

年 月 日

刀がナ

氏名.....

住所.....

電話番号.....

就職先

刀がナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

第16号様式（第18条関係）

職業相談確認票（住居確保給付金・総合支援資金）

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

以下のいずれかに記入してください。

【公共職業安定所に求職申込みした場合】

登録日 年 月 日 求職番号

【地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に求職申込みした場合】

申込み日 年 月 日 窓口名称

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援（※）を受けた場合は、担当者から所要事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の支援とは、職業相談、職業紹介、これらの窓口が実施する就職活動セミナーなど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、担当者は特記事項欄にその旨記入してください。（特に求職者支援制度における職業訓練の受講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。）

※本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との毎回の面接時に必要になるので紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記入・押印を受けた本票は、自立相談支援機関の支援員等及び社会福祉協議会の相談員との面接時に提示すること。

求職活動状況報告書

年 月 日

知多市長様

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号

私は、常用就職に向けて、以下のとおり求職活動を行いましたので、報告します。
 なお、就職が決まったときは「常用就職届」を速やかに提出します。

1 求職活動の回数

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料の職業紹介の窓口で職業相談等を行った回数（※） 回

②求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた回数

回

※ 職業相談確認票（参考様式6）に記録した活動もカウントに含めること。

2 求職活動状況 ※活動内容欄は左の該当する番号を記載すること。

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	In :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月 日	採用	不採用（理由）		
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）				

会社名				求職先の内容	
住所・電話				就業形態	
	In :			職種	
仕事内容				勤務時間	
活動内容 1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他	活動日	活動内容	具体的な活動内容		
結果	月 日	採用	不採用（理由）		
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）				

第17号様式（第18条関係）

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	In :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他				
結果	月	日	採用 不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	In :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他				
結果	月	日	採用 不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

会社名			求職先の内容	
住所・電話			就業形態	
	In :		職種	
仕事内容			勤務時間	
活動内容	活動日	活動内容	具体的な活動内容	
1. 電話 2. メール 3. 履歴書 4. 面接 5. その他				
結果	月	日	採用 不採用（理由）	
探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他（ ）			

住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書

年 月 日

知多市長 様

フリガナ

氏 名

住 所

電話番号

私は、自立に向けて、以下のとおり活動を行いましたので、報告します。

また、経営相談先から就労を勧められた場合についても、あわせて自立相談支援機関へ報告します。

1 自立に向けた活動

経営相談先への相談回数 _____ 回

2 自立に向けた活動計画

添付のとおり ※自立に向けた活動計画（写）を添付

3 活動状況

☐ 経営相談先への相談 ※方法の欄は左の該当するものを記載すること。

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 1. 対 面 2. オンライン 3. 電 話 4. メ ー ル 5. そ の 他	相談日			
	方法		担当者	
	具体的な相談内容			

相談場所	相談機関			
	住所			
	電話番号			
相談内容 1. 対 面 2. オンライン 3. 電 話 4. メ ー ル 5. そ の 他	相談日	年 月 日 ()	(時間: ~)	
	方法		担当者	
	具体的な相談内容			

第18号様式（第19条関係）

☐ 自立に向けた活動計画に沿った活動

活動日	活動内容（※）	取組の効果

※ 経営相談や自立に資するセミナー等の受講をした場合は、参加したセミナーの開催状況の分かる
 ちらし等を添付すること。

上記3. 活動状況について、自治体が必要と認める場合に、活動内容に記載された経営相談
 先等に、活動内容の実施状況について照会することに同意します。

年 月 日

知多市長 様

氏名

第19号様式（第21条関係）

住居確保給付金変更支給申請書（家賃補助）

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

知多市長 様

フリガナ
氏 名 _____
住 所 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

変更理由

変更理由	(例) ・家賃が別添の契約書のとおり変更となったため。 ・家賃の振込先が変更となったため。 ・貸主の責による転居のため。 (現在居住している賃貸住宅は 月 日に退去します) ・受給方法を代理受領に変更するため。
------	---

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 3 転居した場合
 - ・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第6号様式）※再提出が必要です。
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し
 - ・住民票の写し
- 4 受給方法又は振込先変更の場合
 - ・入居住宅に関する状況通知書（第6号様式）※再提出が必要です。

第20号様式（第21条関係）

住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）

私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年 月 日

知多市長 様

フリガナ

氏 名 _____
住 所 _____

生年月日 _____
電話番号 _____

変更理由

（例）転居に要した費用が予定額より上回ったため。

添付書類

変更理由の事実が確認できる書類の写し

第21号様式（第21条関係）

	第	年	月	日
様				
知多市長	印			
住居確保給付金変更支給決定通知書（家賃補助）				
年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、 年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。				
記				
1 変更内容 ☐ 支給額 月額 円 ☐ 支給方法（代理受領に変更等）				
2 1の変更内容の適用後の支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで				
3 変更理由				
4 対象となる住宅 名称 所在地				

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。 ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
---	--

第22号様式（第21条関係）

	第	年	月	日
様				
知多市長	印			
住居確保給付金変更支給決定通知書（転居費用補助）				
年 月 日付第 号で支給決定を行った住居確保給付金については、年 月 日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。				
記				
1 変更内容				
支給額	円			
2 変更理由				
3 対象となる住宅 名称				
所在地				

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市となります。）、提起することができます。 ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
--

住居確保給付金支給停止届

私は、次のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了承します。

知 多 市 長 様

年 月 日

刀加ナ

氏名.....

住所.....

生年月日.....

電話番号.....

心身の状況について

医療機関受診年月日	年 月 日
病 名 (治療期間の目途)	
中断日	年 月 日
次回面談等(予定)日	年 月 日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

第24号様式（第22条関係）

住居確保給付金支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

(注意事項)

- 1 停止を決定した日から、原則1月に一度、知多市に連絡を行い、体調及び生活の状況について相談を行ってください。知多市への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。
- 2 心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を知多市に提出して下さい。
- 3 停止期間は、停止決定日から最大2年間です。2年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。
ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給再開届

年 月 日

知多市長様

私は、次のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

刀がナ

氏名

住所

生年月日

電話番号

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年 月 日
再開を希望した面談日	年 月 日
求職活動を再開する日（予定）	年 月 日

（添付書類）

- ・現住所を確認できる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

	第	号
	年	月 日
様		
知多市長	印	
住居確保給付金支給再開通知書		
年 月 日第 号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。		
記		
1 支給額	月額	円
2 再開後の支給期間	年 月分（ 年 月家賃相当分）から 年 月分（ 年 月家賃相当分）まで	

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
＜公共職業安定所等での求職活動を行う申請者＞
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
＜規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者＞
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること
 - ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(第15号様式)」を提出してください。
- 3 常用就職している者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、知多市に申し出てください。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として(訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。)、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第27号様式（第23条関係）

	第	号
	年	月
		日
様		
	知多市長	印
住居確保給付金支給中止通知書		
年 月 日第 号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。		
記		
1 支給中止時期	年 月から (年 月家賃相当分から)	
2 支給中止の理由		

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）						
フリガナ						
①氏 名						
②生年月日		年 月 日 満（ ）歳				
③電話番号						
申 立 事 項	④期間（再）延長が必要な理由					
	⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
	フリガナ					合計
	氏名					
続柄	本人					
生年月日						
収入（月額）		円	円	円	円	
預貯金等		円	円	円	円	
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。						
私は、 年 月 日第 号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後 も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違 なく、必要書類を添えて申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うため に必要な範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に 規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて 無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承 します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 年 月 日 知多市長 様 申請者氏名						

第28号様式（第24条関係）

（注 意 事 項）

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、規則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 規則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 規則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（添 付 書 類）

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
（例）職業相談確認票（第16号様式）
住居確保給付金常用就職活動状況報告書（第17号様式）
 - ②規則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県が認める者
（例）自立に向けた活動計画（参考様式10）
自立に向けた活動状況報告書（第18号様式）
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

	第	号
	年	月
		日
様		
知多市長		印
住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）		
年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 支給額	月額	円
2 支給期間	年 月（ 年 月家賃相当分）から 年 月（ 年 月家賃相当分）まで	
3 支給方法	☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 ☐ 支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。	
4 支給対象となる住居	名称 所在地	

第29号様式（第24条関係）（裏面）

（注意事項）

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ＜公共職業安定所等での求職活動を行う申請者＞
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ＜規則第3条第2号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者＞
 - ① 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③ 経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行う
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（第15号様式）」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、知多市に申し出てください。
- 5 3支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に知多市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内に知多市を被告として（訴訟において知多市を代表する者は知多市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。